

令和 4 年 3 月 20 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

(公印省略)

介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、濃厚接触者となった医療従事者については、緊急的な対応として、ワクチンを追加接種（3回目接種をいう。以下同じ。）済みである等の要件を満たす限りにおいて、医療に従事することが可能であることが「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和3年8月13日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡、令和4年3月16日一部改正）において示されています。

今般、厚生労働省老健局より、医療従事者に対する対応を参考に、新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が入所している高齢者施設等であって外部からの応援職員の確保が困難な施設に限り、入所者に必要なサービスが提供されるための緊急的な対応として、濃厚接触者となった介護従事者が、一定の要件及び注意事項を満たす限りにおいて、介護に従事することは不要不急の外出に当たらないとする取扱いも可能とする旨の事務連絡が示されました。

#### 【要件】

- 新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が入所している高齢者施設等であって外部からの応援職員の確保が困難な施設に従事する介護従事者であること。
- 他の介護従事者による代替が困難な介護従事者であること。
- 新型コロナウイルスワクチンの追加接種を実施済みで、追加接種後14日間経過した後（ただし、2回目接種から6か月以上経過していないために追加接種を実施していない場合には、2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後でも可）に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。
- 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（当該検査による実施が困難である場合は、抗原定性検査キットも可）により検査を行い、陰性が確認されていること。
- 濃厚接触者である当該介護従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。
- 感染制御・業務継続支援チーム等により、以下を事業所として実施する体制が確認されていること。

- ・ 当該介護従事者の健康状態（無症状であること等）の確認
- ・ 当該介護従事者に係る適正な検査（検体採取・結果判定、検査キットの確保等）
- ・ 施設内の感染拡大を防ぐための対策（防護具の着脱、ゾーニング、衛生管理等）

当該事務連絡では注意事項等も示されておりますので、詳細は、別添資料をご参照下さい。

つきましては貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会及び会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

## 記

（添付資料）

○「介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」の周知について

（令4.3.16 事務連絡 老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課）

以上

事 務 連 絡  
令和4年3月16日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
厚生労働省老健局老人保健課

「介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」の  
周知について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、医療従事者に対する対応を参考に、今般、新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が入所している高齢者施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所又は短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。）であって外部からの応援職員の確保が困難な施設に限り、入所者に必要なサービスが提供されるための緊急的な対応として、濃厚接触者となった介護従事者が、下記の要件及び注意事項を満たす限りにおいて、介護に従事することは不要不急の外出に当たらないとする取扱も可能とする旨をお示しすることとし、別添のとおり、「介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和4年3月16日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡）を都道府県等に対して発出しました。

つきましては、今後各自治体から周知される取扱を踏まえ、ご対応いただけるよう、貴会会員に対しての周知をお願いいたします。

【別添】

「介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和4年3月16日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡）

事 務 連 絡  
令和 4 年 3 月 16 日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中

各都道府県 介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部  
厚生労働省健康局健康課予防接種室  
厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
厚生労働省老健局老人保健課

介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について

現行、濃厚接触者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 44 条の 3 第 1 項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力の求め（以下「外出自粛要請」という。）として不要不急の外出はできる限り控え、やむを得ず移動する際にも、公共交通機関の利用を避けることを御願ひしています<sup>1</sup>。

濃厚接触者となった医療従事者については、緊急的な対応として、ワクチンを追加接種（3 回目接種をいう。以下同じ。）済みである等の要件を満たす限りにおいて、医療に従事することが可能である（不要不急の外出に当たらない）ことが「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和 3 年 8 月 13 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡、令和 4 年 3 月 16 日一部改正）において示されています。

医療従事者に対する対応を参考に、今般、新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が入所している高齢者施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所又は短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。）であって外部からの応援職員の確保が困難な施設に限り、入所者に必要なサービスが提供されるための緊急的な対応として、濃厚接触者となった介護従事者が、下記の要件及び

---

1 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（2021 年 1 月 8 日暫定版）  
<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/COVID19-02-210108.pdf>

注意事項を満たす限りにおいて、介護に従事することは不要不急の外出に当たらないとする取扱いも可能とする旨をお示しすることとしました。

貴職におかれましては、地域の感染状況やすでにお示ししている高齢者施設等における追加接種の前倒しの趣旨を踏まえつつ検討の上、高齢者施設等での入所を継続する高齢者に必要なサービスが提供されるよう対応をお願いします。また、管内の市町村及び高齢者施設等に対して周知徹底をお願いします。

併せて、高齢者施設等における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策、施設内療養を含む新型コロナウイルス感染症発生時の留意点及び支援策並びに退院患者の受入については「今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた高齢者施設等における対応について」（令和3年10月25日付け事務連絡）<sup>2</sup>、「高齢者施設等での新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた対応について」（令和4年1月20日付け事務連絡）<sup>3</sup>、「オミクロン株の感染流行を踏まえた医療提供体制の対応強化について」（令和4年2月8日付け事務連絡）<sup>4</sup>、「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策等について」（令和4年2月17日付け事務連絡）<sup>5</sup>及び「オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底について」（令和4年3月2日付け事務連絡）<sup>6</sup>をご参照ください。

## 記

### 【要件】

- 新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が入所している高齢者施設等であって外部からの応援職員の確保が困難な施設に従事する介護従事者であること。
- 他の介護従事者による代替が困難な介護従事者であること。
- 新型コロナウイルスワクチンの追加接種を実施済みで、追加接種後14日間経過した後（ただし、2回目接種から6か月以上経過していないために追加接種を実施していない場合には、2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後でも可）に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。
- 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（当該検査による

---

<sup>2</sup> <https://www.mhlw.go.jp/content/000847572.pdf>

<sup>3</sup> <https://www.mhlw.go.jp/content/000884955.pdf>

<sup>4</sup> <https://www.mhlw.go.jp/content/000894894.pdf>

<sup>5</sup> <https://www.mhlw.go.jp/content/000899101.pdf>

<sup>6</sup> <https://www.mhlw.go.jp/content/000906134.pdf>

実施が困難である場合は、抗原定性検査キット<sup>7</sup>も可）により検査を行い、陰性が確認されていること。

- 濃厚接触者である当該介護従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。
- 感染制御・業務継続支援チーム等により、以下を事業所として実施する体制が確認されていること。
  - ・ 当該介護従事者の健康状態（無症状であること等）の確認
  - ・ 当該介護従事者に係る適正な検査（検体採取・結果判定、検査キットの確保等）
  - ・ 施設内の感染拡大を防ぐための対策（防護具の着脱、ゾーニング、衛生管理等）<sup>8</sup>

#### 【注意事項】

- 新型コロナウイルスワクチン接種済みであっても感染リスクを完全に予防することはできないことを十分に認識し、他の介護従事者による代替が困難な介護従事者に限る運用を徹底すること。
- 感染した場合にリスクが高い入所者に対する介護に際しては、格段の配慮を行うこと。
- 当該介護従事者が感染源にならないよう、業務内容を確認し、基本的な感染対策を継続すること（マスクの着用及び手指衛生等に加え、処置時における標準予防策の徹底）。
- 引き続き、不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けること。
- 家庭内に感染者が療養している場合は、当該者との濃厚接触を避ける対策を講じること。
- 当該高齢者施設等の管理者は、当該濃厚接触者を含む関係する介護従事者及び担当する入所者の健康観察を行い、当該濃厚接触者が媒介となる新型コロナウイルス感染症発生していないかの把握を行うこと。
- 検査期間は、最終曝露日（陽性者との接触等）から5日目に陰性が確認されるまでとする。なお、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の

---

<sup>7</sup> 抗原定性検査キットによる実施を行う場合については、「医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について（要請）」<https://www.mhlw.go.jp/content/000725744.pdf>

記3の無症状者に対する抗原定性検査の実施要件に留意すること。

<sup>8</sup> 「高齢者施設等における感染防止対策及び施設内療養を含む感染者発生時の支援策」（令和3年5月21日付け厚生労働省健康局結核感染症課他事務連絡）<https://www.mhlw.go.jp/content/000783408.pdf> において示している「施設内療養時の対応の手引き」等を参照

確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。

○検査については、地域の実情に応じて行政検査又は事業所の負担による自費検査で行うか判断して差し支えないものの、感染拡大の傾向が見られた場合に、クラスターが発生している地域において、高齢者施設等に対する一斉検査や感染が生じやすい場所・集団等に対する検査等を積極的に行うよう要請<sup>9</sup>するとともに、高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画に基づく検査の実施手順等についてお示ししてきたこと<sup>10</sup>から、原則として行政検査として実施することが望ましい。

○抗原定性検査キットを使用した検査については確認書<sup>11</sup>（別添参照）の①から⑤の対応を行うこととし、事業者が医薬品卸売販売業者から入手する場合は、当該確認書を同卸売販売業者に提出すること。なお、入手に当たっては、必要と想定される量を勘案して購入すること。また、抗原定性検査キットは、自治体や団体等が希望数量をとりまとめて入手することも可能であること。

なお、地域の状況により、医薬品卸売業者からの購入が困難な場合等には、確認書を提出し、薬局から購入することも差し支えないこと。

※ 厚生労働省の HP に、高齢者施設等の一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等のリストを掲載しており、参考にされたい。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00296.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00296.html)

以上

**【問い合わせ先】**

厚生労働省老健局老人保健課

阿波、佐野

電話：03-5253-1111（内線 3943、3956）

<sup>9</sup> 「オミクロン株の感染流行に備えた検査・保健・医療提供体制の点検・強化の考え方について」（令和3年12月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000870904.pdf>

<sup>10</sup> 「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について」（令和4年1月7日付け（令和4年2月18日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000899722.pdf>

<sup>11</sup> 「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け（令和4年2月2日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000892312.pdf>